

令和5年9月

お客さま各位



インボイス制度における当金庫の対応について

令和5年（2023年）10月1日より、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されますので、当金庫におけるインボイス制度への対応をご案内申し上げます。

1.上田信用金庫の適格請求書発行事業者登録番号

T6100005004360

2.営業店窓口等でお支払いいただいた各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた際には、インボイスの要件を満たした「領収書」・「手数料等受取書」等を発行いたします。

3.口座振替でお支払いいただいた手数料について

口座振替でお支払いいただいた手数料については、インボイスの発行をご希望されるお客さまにインボイスの要件を満たした書類（「領収書」・「受取書」・「インボイス管理票」等）を発行いたします。

※手数料の例：インターネットバンキング利用料・口座振替手数料・残高証明書定例発行料・電債利用料 等

※上記インボイスの発行をご希望される場合には、お取引店にお申し出ください。

4.ATM及び両替機でのお取引について

ATM及び両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となり、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

(注)

(注) 控除を受けるための具体的な要件につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

5.当金庫にご提出いただくインボイスについて

インボイス制度開始以降、当金庫がお客さまから商品を購入する又はサービスの提供を受け、消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客さまが適格請求書等発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスを交付いただきますようお願いいたします。

以 上